

名家連ニュース

平成30年10月1日(月)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.551号

平成31年度概算要求の概要

《厚生労働省 障害保健福祉部概算要求の概要》

地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進207億円(205億円)

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】 5.8億円(5.6億円)
- (2) 精神科救急医療体制の整備 1.8億円(1.7億円)



障害者に対する就労支援の推進 14億円(12億円)

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業の推進 8.1億円(8.2億円)

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

《厚生労働省 社会・援護局(社会)概算要求の概要》



地域自殺対策強化交付金 29億円(26億円)

成年後見制度の利用促進の体制整備の推進【新規】 3.8億円

▷ 生活保護費単身世帯では78%が減額 18年10月から ◁

厚生労働省は22日、生活保護基準の見直しで世帯類型ごとの影響額を公表した。食費や光熱費など生活費相当分(生活扶助費)に子育て世帯や母子世帯に対する加算を加えた受給額は、推計で67%の世帯、特に単身世帯では78%が減額となった。

見直しは5年ごとに実施。来年10月から3年かけて段階的に引き下げ、国費分で年160億円(1.8%)を削減する。

また、来年度予算で医療費や住宅費を加えた保護費総額の国費分は、診療報酬改定による医療費の削減などもあり、11年ぶりの減少となる2兆8637億円を計上。国が4分の3、地方が4分の1を負担する。

生活保護受給額の見直し

世帯例	現在の生活費相当分受給額	当初の受給額案	緩和措置後の受給額
30代夫婦と子ども1人	14.8万円	14.5万円 (-2.4%)	14.5万円 (-2.4%)
40代夫婦と子ども2人	18.5万円	16万円 (-13.7%)	17.6万円 (-5%)
40代母親と子ども2人	15.5万円	14.6万円 (-6.1%)	14.7万円 (-5%)
50代単身世帯	8万円	7.5万円 (-6.1%)	7.6万円 (-5%)
75歳単身世帯	7.5万円	6.9万円 (-7.8%)	7.1万円 (-5%)
共に65歳の夫婦世帯	11.9万円	11.8万円 (-0.8%)	11.8万円 (-0.8%)

※都市部など受給額の最も高い地域で比較。カッコ内は増減率